

## 1. 事業の必要性・概要

2011（平成23）年のCOP17において、全ての国に適用される法的枠組みを2015（平成27）年までに採択し、2020（平成32）年から発効させることが合意された。2015年末に予定されているCOP21は、2020年以降の法的枠組みの合意を行うものであり、2015年は、気候変動国際交渉始まって依頼の大きな転換点として位置づけられている。このため、我が国としての新枠組みや制度設計に関する提案を行う必要がある。

また、2010（平成22）年のCOP16において採択されたカンクン合意は、我が国が目指す法的枠組みの土台となるものであるため、これに基づき開発途上諸国での排出削減を着実に実施することが重要である。そのために必要な能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）国際交渉戦略検討事業

#### ①将来枠組み検討経費

2015年合意に向け、各国が提出する削減目標案等の分析、枠組みの詳細設計に関する日本の具体的な提案の検討等を行い、2020年以降の枠組み合意に貢献する。

#### ②将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査経費

各国・関係機関との意見交換を行いつつ我が国からの提案を発信するためのワークショップを開催する。また、米国、中国等の主要国との間で戦略的対話を加速させ、我が国からの提案を行い、他国と連携した枠組みづくりに貢献する。

### （2）カンクン合意の実施事業

#### ①カンクン合意に基づく途上国支援事業

温室効果ガス削減対策や気候変動への適応策の立案・実施能力向上を目的としてアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換等を行う。

#### ②緩和の実施のために必要な国際支援事業

カンクン合意により設立された緩和の実施支援のための国際的な組織等の活動に貢献する。

## 3. 施策の効果

2015年末のCOP21における、全ての国に適用される公平かつ実効的な法的枠組みの構築。

## 背景・目的

- **2015年末のCOP21**（第21回気候変動枠組条約締約国会議）は、**2020年以降の法的枠組みを採択する予定**。すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みの構築に向けて、各国の考えや交渉ポジションを的確に把握・分析し、我が国としての枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する提案を行うことが必要。
- 2020年の新枠組み発効までは、2010年に採択された**カンクン合意**の下で、**途上国の削減行動の準備・実施を促進**し、世界全体の排出削減を進めることが必要。

## 事業概要

- 将来枠組みの設計に関する調査・分析
- 各国の2020年以降の約束草案（削減目標等）の分析
- 将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査
- カンクン合意に基づく途上国の緩和行動の支援
- 国際会議（COP等）現地作業支援

## 期待される効果

- 気候変動枠組条約下の**国際交渉において、我が国から積極的に働きかけ**、途上国における排出削減支援を行うことにより、**世界全体における確実な排出削減**に貢献。

